

研究費不正に関する注意事項について

1. 旅 費

皆さんが指導教員から指示されて、実際に旅行していない**虚偽の書類を提出し**、大学から振り込まれた旅費を**指導教員（研究室）に返還（キックバック）**することは研究費不正になりますので、絶対にしないでください。

2. 給与・謝金

皆さんが指導教員から指示されて、実際に勤務していない**虚偽の出勤表を提出し**、大学から振り込まれた給与及び謝金を**指導教員（研究室）に返還（キックバック）**する行為は研究費不正になりますので、絶対にしないでください。

※ 文部科学省のホームページにおいては、架空請求（カラ謝金等）や虚偽請求（申請者とは別の者等が出張及び用務目的を偽り旅費を請求等）については「不正使用」として、また、還流行為（カラ謝金により得た金員の徴収等）については「不適切な行為」として、関係者の処分が行われるなどの厳しい措置が講じられ、研究機関における不正使用事案として公表されています。

研究費の原資は国民の貴重な税金等で賄われていることを十分認識し、研究費の使用ルールを遵守し、適正に執行する必要があります。

研究費不正の疑いがある行為は内部通報窓口にご連絡してください！

○ 内部通報窓口

国立大学法人山口大学内部監査室（事務局 2号館 4階）

電話：083-933-5194 FAX：083-933-5958

Mail：sh062@yamaguchi-u.ac.jp

※ 通報者の情報は秘密を遵守し、通報された情報は必要な調査を行うためだけに使用し、他の目的に使用したり、公開したりすることはありません。